

様式第5号（第8条関係）

保健センター使用承認取消書

年 月 日

様

佐倉市長

印

年 月 日付け 第 号で承認した保健センターの使用については、次の理由のため、佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例第7条の規定により取り消します。

理 由

この処分に不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して）6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。